貿易金融デジタル化：今後の標準化活動計画

　2023年度は、貿易プラットフォームによる国際間データ連携のデジタル化を進めるため、金流・商流・物流の情報接点となる信用状等貿易決済（トレードファイナンス）に関わる情報モデル（TFFRDM: Trade Finance Facilitation Reference Data Model）、及び我が国の商社及び貿易プラットフォーマの業務と整合するデータ要件等を国連CEFACTの貿易金融データ交換プロジェクトに提案し、国際貿易手続きに関わる情報交換の世界標準構築に向けた活動を行った。

　おもな活動成果は次の通りである。

* 国際間データ連携のデジタル化に必要な業務要件の提言
* 国連CEFACT貿易金融データ交換プロジェクトの推進体制構築
* 貿易金融参照データモデルの提案
* 信用状貿易取引の業務要件定義書の提案
* 我が国貿易関連企業の情報要件の国際標準化提案

国連CEFACTの貿易金融データ交換プロジェクトは、2023年5月から始まり、2024年12月完了を目指して標準仕様の整備が進められている。現時点（2024年2月）は貿易金融に関わる標準仕様整備の道半ばにある。また、標準仕様が整備されても、それが現場で使われて初めて貿易デジタル化の推進に役立つこととなる。よって、国際標準の仕様整備とともに、それらの実証を含む国際レベルの普及啓発にも力を注ぐ必要があろう。

**＜貿易金融デジタル化国際標準仕様の整備の提案＞**

2023年5月に始まった国連CEFACT貿易金融データ交換プロジェクトを通じて、2023年度の成果を踏まえて我が国からの要望を盛り込んだ、国際貿易デジタル化に必要な国際標準仕様の整備を行う。

１．2023年仕掛かり中の標準仕様の完成と公開

（１）信用状発行プロセス

2023年度に策定した信用状（信用状発行プロセス）業務要件定義の公開レビューを行い、国連CEFACT標準として発行する。

（２）信用情報発行情報モデル

　　信用状発行プロセスで使われる標準データ項目を提案し、国連CEFACT共通辞書（CCL）

に反映し発行する。

（３）貿易関係商流情報モデル

我が国の商社／貿易プラットフォーマからの要望を取り込んだ、売買契約及びインボイスで使われる追加のデータ項目を提案し、国連CEFACT共通辞書（CCL）に反映し発行する。

２．　2024年新規に提案する標準仕様の策定と公開

　（１）海上貨物保険プロセス

2023年度提案した業務範囲に基づき、海上貨物保険プロセスの業務要件仕様を策定し、内部評価と公開レビューを経て国連CEFACT標準として公開する。

　（２）保険情報モデル

海上貨物保険プロセスで使われる標準データ項目を提案し、国連CEFACT共通辞書（CCL）に反映し発行する。

　（３）信用状決済プロセス

信用状に基づく決済及び支払いプロセスにつき、現状と標準化対象範囲を調査し、

信用状決済プロセスの業務要件仕様を策定し、内部評価と公開レビューを経て国

連CEFACT標準として公開する。

　（４）貿易金融参照データモデル

　　　　信用状発行及び決済プロセスに関わるデータ項目と海上貨物保険プロセスに関わ

るデータ項目を包含する貿易金融参照データモデルの業務要件仕様を策定し、内

部評価と公開レビューを経て国連CEFACT標準として公開する。

３．　国連CEFACT貿易金融データ交換プロジェクトの推進

　（１）運輸物流分野の標準化への参画

パッキングリストの標準化見直し、及び電子船荷証券の標準策定にプロジェクト

メンバーとして参加し、2022年度に行った我が国のマッピング調査結果を基に必

要な要望を国連CEFACT標準に反映する。

　（２）原産地証明プロセスのデジタル化への参画

プロジェクトチームから提案される原産地証明に関わる業務要件定義及び情報モ

デルをレビューし、我が国への影響を調査して適切な提言を行う。

＜プロジェクト進捗計画＞



**＜貿易金融デジタル化国際標準の普及啓発の提言＞**

標準仕様が整備されても、それが現場で使われて初めて貿易デジタル化の推進に役立つこととなる。よって、国際標準の仕様整備とともに、それらの実証を含む国際レベルの普及啓発にも力を注ぐ必要があろう。

1. 国連CEFACT貿易金融デジタル化標準の普及

2023年 – 2024年に進められている国連CEFACT貿易金融データ交換プロジェクトでは、貿易金融に関わる多岐にわたるプロセスと文書が対象とされたが、貿易実務に関わる全ての文書が検討されたわけではない。既にデジタル化のために標準化されている貿易関連文書も数多い。

それら標準化されたデジタル文書とその取扱いにつき、国内の貿易関連企業（商社、金融、物流、保険等）に周知し、デジタル文書をITシステムで取り扱うプラットフォーマやパッケージベンダーおよびシステム構築を担うSIerのITエンジニアの方々の技術力の向上も必要である。

そのため、普及啓発と技術向上のために以下の活動が必須と考えられる。

* 貿易デジタル化のためのガイドブックの整備
* 国連CEFACT等貿易デジタル化推進機関の動向の周知
* 貿易デジタル化普及セミナ（ユーザー向け）の開催
* 貿易デジタル化技術研修（IT技術者向け）

なお、普及啓発と技術向上は目標を定め、その浸透具合をモニタリングする必要がある。浸透度をセミナや研修会参加者（社）数で捉えることは最低限必要であるが、認定または登録などで技術者を確保することも一法であろう。

1. 海外ユーザーを含む貿易金融デジタル化の実証

貿易は一国で行うものではない。貿易デジタル化においては、取引相手国と法制度や標準につき調整を必要とする。もちろん、取引企業ごとにそれらの調整を行うのは非効率であり、共通の貿易プラットフォーム経由またはプラットフォーム間相互接続によって進めることが望ましい。また、相手国との法制度に関わる調整は政府による事前合意を必要とするものもあろう。

輸出入両社が、貿易手続きを新たな貿易デジタルの仕組みで実施することは容易なことではなく、それを解決してくれるのが貿易プラットフォームであろう。

そのため、貿易プラットフォーム経由の貿易デジタル化推進のため、以下の活動が有効と考えられる。

* デジタル貿易相手国の選定と包括的合意
* 貿易相手国の貿易関連企業への普及啓発
* 貿易プラットフォーマ間の合意
* 国際間デジタル貿易の実証

1. 普及促進の目標及び進捗の数値化

費用を投入して実施する事業において、目標及び進捗度を数値化する計測メカニズムは必須である。

貿易デジタル化の目標及び進捗度計測につき、例えば次のような項目の数値化につき、国内及び世界が納得する仕組みを構築する必要があろう。

* 貿易デジタル化目標値と計測方法
* 貿易デジタル標準化採用目標と計測方法
* 貿易デジタル化認知度目標値と計測方法
* 貿易デジタル化スキルレベルと量の目標値と計測法

**＜国際貿易デジタル化に関わる将来の課題＞**

1. 貿易プラットフォームの技術的課題

* 文書間で共有するデータ：貿易手続きデータにおいては、同じデータが異なる複数の文書で共有される。そのため、貿易プラットフォームでは異なる文書でデータを共有できる仕組みが必要である。しかしながら、貿易においてはデータごとではなく文書単位に契約が履行されるため、プラットフォームからは文書単位に検索ができてそれが取引の証跡になる必要がある。
* 文書を参照する文書：貿易文書の多くのものは参照文書を必要とする。例えば、信用状取引におけるインボイス、船荷証券、保険証書などである。よって、プラットフォームを利用するユーザーはそれら参照文書をプラットフォームから容易に検索できなければならない。
* プラットフォーム間相互接続：世界の貿易をたった一つのプラットフォームに乗せることは望まれず、プラットフォームは分散化する。すなわち、輸出入者が異なるプラットフォームに接続しても、上記の「文書間で共有するデータ」「文書を参照する文書」の課題を解決しなければならない。

1. 国内における貿易デジタル化推進

* 国内では、産業界におけるデータ連携基盤としてウラノスが紹介され、業界を跨るインフラとしてその推進が始まっている。輸出入においても、国内サプライチェーンとストレスのない連携を実現するためには、国連CEFACT標準に基づくデジタル貿易との連携ができる仕組みを検討する必要がある。
* 国連CEFACT標準に基づく貿易デジタル化は、まず大手商社と銀行のニーズ分析から始めた。中小企業が荷主となる場合や、中小物流業者が関係する分野についての考慮及び普及促進も重要課題として取り上げる必要がある。

1. 社会的課題と貿易

持続的社会を実現するために、次のような重要なテーマが議論されている。

* カーボンフットプリント（あるいはGHG対策）
* 希少資源の管理
* サプライチェーンの強靭性
* サプライチェーン上の人権問題

　　これらの課題解決に向け、特に欧州を中心に新しい規則が制定されつつあり、貿易に

おいても課題を見える化するための新たなデータや文書が要求されてこよう。

今までも、原産地証明を始めとして、含有化学物質管理、絶滅危惧種生物取引、廃棄

物輸出入など、いろいろな課題が出され、その度に個別対応してきている。

これら新旧の課題で必要となってくるのは、新たなデータ項目や文書の定義はもとよ

り、国を超えて情報を追跡する仕組み、すなわちトレーサビリティである。

今後、貿易プラットフォーム及びその相互連携を含め、国を超えたトレーサビリティ

の汎用的な仕組みつくりが重要となりそうである。

**＜国際貿易デジタル化推進スケジュール（案）＞**